



平成 26 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 前 田 工 織 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 前 田 征 利
(コード番号:7821 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役
経 営 管 理 本 部 長 齊 藤 康 雄
(TEL. 0776-51-3535)

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する報酬として株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を、平成 26 年 12 月 18 日開催予定の第 42 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 役員退職慰労金制度の廃止

当社の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を平成 26 年 12 月 18 日開催予定の当社第 42 期定時株主総会終結の時を以って廃止いたします。

なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することとし、その支給時期は各人の退任時とする予定です。

II. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めることを目的とします。

2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入するために付議する議案の内容

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

なお、社外取締役及び監査役の報酬体系は月額報酬のみとし、株式報酬型ストックオプション制度の対象といたしません。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個当たり 100 株とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、

株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。当社普通株式 50,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数 500 個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 50 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記（5）の期間内において当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日以内に限り、新株予約権を行使することができる。なお、その他の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

(7) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。

以上